

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 1 月23日
【計算期間】	第 9 期中 （自 2024年 4 月24日 至 2024年10月23日）
【ファンド名】	先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞（愛称：コア安定） 先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞（愛称：コア成長）
【発行者名】	中銀アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中西 啓介
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区柳町 2 丁目11番23号
【事務連絡者氏名】	大賀 倫子
【連絡場所】	岡山県岡山市北区柳町 2 丁目11番23号
【電話番号】	086-224-5310
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【先進国資産配分コントロールファンド 安定型 】

(1) 【投資状況】

2024年11月29日現在

資産の種類	国 / 地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	1,635,505,962	98.68
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	21,793,642	1.32
合計(純資産総額)		1,657,299,604	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

2024年11月29日及び同日１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		１口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１計算期間末（2017年４月24日）	2,839,784,204	2,839,784,204	0.9915	0.9915
第２計算期間末（2018年４月23日）	3,850,966,773	3,850,966,773	1.0153	1.0153
第３計算期間末（2019年４月23日）	6,609,482,703	6,609,482,703	1.0150	1.0150
第４計算期間末（2020年４月23日）	6,651,365,645	6,651,365,645	0.9960	0.9960
第５計算期間末（2021年４月23日）	4,604,547,265	4,604,547,265	1.0329	1.0329
第６計算期間末（2022年４月25日）	2,806,105,535	2,806,105,535	1.0148	1.0148
第７計算期間末（2023年４月24日）	2,727,515,396	2,727,515,396	0.9855	0.9855
第８計算期間末（2024年４月23日）	1,991,103,581	1,991,103,581	1.0458	1.0458
2023年11月末日	2,380,437,303	—	1.0207	—
12月末日	2,171,822,400	—	1.0291	—
2024年１月末日	2,148,140,478	—	1.0394	—
２月末日	2,115,275,552	—	1.0511	—
３月末日	2,058,231,346	—	1.0616	—
４月末日	1,978,763,778	—	1.0499	—
５月末日	1,911,096,489	—	1.0498	—
６月末日	1,890,182,136	—	1.0647	—
７月末日	1,861,463,999	—	1.0551	—
８月末日	1,846,526,078	—	1.0454	—
９月末日	1,828,193,594	—	1.0491	—
10月末日	1,711,863,894	—	1.0523	—
11月末日	1,657,299,604	—	1.0490	—

【分配の推移】

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第１計算期間末	2016年４月28日～2017年４月24日	0.0000
第２計算期間末	2017年４月25日～2018年４月23日	0.0000
第３計算期間末	2018年４月24日～2019年４月23日	0.0000
第４計算期間末	2019年４月24日～2020年４月23日	0.0000
第５計算期間末	2020年４月24日～2021年４月23日	0.0000

第 6 計算期間末	2021年 4 月24日～2022年 4 月25日	0.0000
第 7 計算期間末	2022年 4 月26日～2023年 4 月24日	0.0000
第 8 計算期間末	2023年 4 月25日～2024年 4 月23日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第 1 計算期間末	2016年 4 月28日～2017年 4 月24日	0.9
第 2 計算期間末	2017年 4 月25日～2018年 4 月23日	2.4
第 3 計算期間末	2018年 4 月24日～2019年 4 月23日	0.0
第 4 計算期間末	2019年 4 月24日～2020年 4 月23日	1.9
第 5 計算期間末	2020年 4 月24日～2021年 4 月23日	3.7
第 6 計算期間末	2021年 4 月24日～2022年 4 月25日	1.8
第 7 計算期間末	2022年 4 月26日～2023年 4 月24日	2.9
第 8 計算期間末	2023年 4 月25日～2024年 4 月23日	6.1
第 9 中間計算期間末	2024年 4 月24日～2024年10月23日	0.2

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第 1 計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

【先進国資産配分コントロールファンド 成長型】

（１）【投資状況】

2024年11月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	668,401,948	86.23
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	106,731,393	13.77
合計（純資産総額）		775,133,341	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2024年11月29日及び同日１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		１口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第１計算期間末（2017年４月24日）	1,473,620,919	1,473,620,919	1.0103	1.0103
第２計算期間末（2018年４月23日）	2,630,002,310	2,630,002,310	1.1047	1.1047
第３計算期間末（2019年４月23日）	3,199,199,273	3,199,199,273	1.0939	1.0939
第４計算期間末（2020年４月23日）	2,161,786,036	2,161,786,036	1.0434	1.0434
第５計算期間末（2021年４月23日）	1,356,551,098	1,356,551,098	1.1392	1.1392
第６計算期間末（2022年４月25日）	1,211,500,090	1,211,500,090	1.1581	1.1581
第７計算期間末（2023年４月24日）	1,046,815,614	1,046,815,614	1.1016	1.1016
第８計算期間末（2024年４月23日）	870,298,120	870,298,120	1.2843	1.2843
2023年11月末日	844,325,943	—	1.1673	—
12月末日	784,203,638	—	1.1800	—
2024年１月末日	776,807,647	—	1.2321	—
２月末日	799,261,897	—	1.2845	—
３月末日	812,471,888	—	1.3177	—
４月末日	882,935,998	—	1.3084	—
５月末日	877,600,504	—	1.3286	—
６月末日	888,934,535	—	1.3784	—
７月末日	836,474,575	—	1.3385	—
８月末日	791,550,169	—	1.2760	—
９月末日	791,698,122	—	1.2800	—
10月末日	791,267,208	—	1.3055	—
11月末日	775,133,341	—	1.3057	—

【分配の推移】

期	計算期間	１口当たりの分配金（円）
第１計算期間末	2016年４月28日～2017年４月24日	0.0000
第２計算期間末	2017年４月25日～2018年４月23日	0.0000
第３計算期間末	2018年４月24日～2019年４月23日	0.0000
第４計算期間末	2019年４月24日～2020年４月23日	0.0000
第５計算期間末	2020年４月24日～2021年４月23日	0.0000

第 6 計算期間末	2021年 4 月24日 ~ 2022年 4 月25日	0.0000
第 7 計算期間末	2022年 4 月26日 ~ 2023年 4 月24日	0.0000
第 8 計算期間末	2023年 4 月25日 ~ 2024年 4 月23日	0.0000

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第 1 計算期間末	2016年 4 月28日 ~ 2017年 4 月24日	1.0
第 2 計算期間末	2017年 4 月25日 ~ 2018年 4 月23日	9.3
第 3 計算期間末	2018年 4 月24日 ~ 2019年 4 月23日	1.0
第 4 計算期間末	2019年 4 月24日 ~ 2020年 4 月23日	4.6
第 5 計算期間末	2020年 4 月24日 ~ 2021年 4 月23日	9.2
第 6 計算期間末	2021年 4 月24日 ~ 2022年 4 月25日	1.7
第 7 計算期間末	2022年 4 月26日 ~ 2023年 4 月24日	4.9
第 8 計算期間末	2023年 4 月25日 ~ 2024年 4 月23日	16.6
第 9 中間計算期間末	2024年 4 月24日 ~ 2024年10月23日	0.9

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第 1 計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

2【設定及び解約の実績】

【先進国資産配分コントロールファンド 安定型】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	3,312,714,449	448,568,792	2,864,145,657
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	2,093,136,843	1,164,407,616	3,792,874,884
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	4,306,074,844	1,587,102,954	6,511,846,774
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	4,528,770,053	4,362,230,114	6,678,386,713
第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	945,813,004	3,166,197,402	4,458,002,315
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	590,669,429	2,283,578,910	2,765,092,834
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	321,673,441	319,188,064	2,767,578,211
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	186,570,534	1,050,188,847	1,903,959,898
第9中間計算期間末	2024年4月24日～2024年10月23日	72,052,920	320,354,631	1,655,658,187

（注）第1計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

【先進国資産配分コントロールファンド 成長型】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	1,519,392,073	60,833,813	1,458,558,260
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	1,320,675,672	398,417,992	2,380,815,940
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	895,155,061	351,298,653	2,924,672,348
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	741,639,471	1,594,387,452	2,071,924,367
第5計算期間末	2020年4月24日～2021年4月23日	461,632,094	1,342,742,273	1,190,814,188
第6計算期間末	2021年4月24日～2022年4月25日	328,926,088	473,592,466	1,046,147,810
第7計算期間末	2022年4月26日～2023年4月24日	107,745,262	203,581,977	950,311,095
第8計算期間末	2023年4月25日～2024年4月23日	168,462,163	441,132,328	677,640,930
第9中間計算期間末	2024年4月24日～2024年10月23日	33,894,368	103,015,321	608,519,977

（注）第1計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- （１） 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則284条及び307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （２） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期中間計算期間（2024年4月24日から2024年10月23日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

【先進国資産配分コントロールファンド<安定型>】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 2024年 4 月23日現在	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	62,633,911	57,447,718
投資信託受益証券	1,956,712,478	1,701,581,262
未収入金	-	15,000,000
未収利息	17	173
流動資産合計	2,019,346,406	1,774,029,153
資産合計	2,019,346,406	1,774,029,153
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,536,762	28,125,245
未払受託者報酬	360,194	310,562
未払委託者報酬	11,285,899	9,730,907
その他未払費用	59,970	51,700
流動負債合計	28,242,825	38,218,414
負債合計	28,242,825	38,218,414
純資産の部		
元本等		
元本	1,903,959,898	1,655,658,187
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	87,143,683	80,152,552
（分配準備積立金）	60,949,627	50,900,527
元本等合計	1,991,103,581	1,735,810,739
純資産合計	1,991,103,581	1,735,810,739
負債純資産合計	2,019,346,406	1,774,029,153

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期中間計算期間 自 2023年 4 月25日 至 2023年10月24日	第 9 期中間計算期間 自 2024年 4 月24日 至 2024年10月23日
営業収益		
受取配当金	3,301,682	425,603
受取利息	-	14,628
有価証券売買等損益	35,402,874	15,868,784
営業収益合計	38,704,556	16,309,015
営業費用		
支払利息	29,315	-
受託者報酬	425,232	310,562
委託者報酬	13,323,877	9,730,907
その他費用	70,808	51,700
営業費用合計	13,849,232	10,093,169
営業利益又は営業損失（ ）	24,855,324	6,215,846
経常利益又は経常損失（ ）	24,855,324	6,215,846
中間純利益又は中間純損失（ ）	24,855,324	6,215,846
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	11,763,021	2,302,481
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	40,062,815	87,143,683
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,464,878	3,807,347
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,704,040	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	760,838	3,807,347
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	14,711,843
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	14,711,843
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	19,505,634	80,152,552

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 9 期中間計算期間 自 2024年 4 月24日 至 2024年10月23日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採 用した日に確定配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第 8 期 2024年 4 月23日現在	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
1 . 受益権の総数	1,903,959,898口	1,655,658,187口
2 . 1 単位当たりの純資産の額		
1 口当たり純資産額	1.0458円	1.0484円
(10,000口当たりの純資産額)	(10,458円)	(10,484円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
1．中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第 8 期 2024年 4 月23日現在	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,767,578,211円	1,903,959,898円
期中追加設定元本額	186,570,534円	72,052,920円
期中一部解約元本額	1,050,188,847円	320,354,631円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

【先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 8 期 2024年 4 月23日現在	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,366,629	27,589,826
投資信託受益証券	860,760,719	764,685,111
未収入金	-	9,000,000
未収利息	8	83
流動資産合計	892,127,356	801,275,020
資産合計	892,127,356	801,275,020
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,319,130	6,625,878
未払受託者報酬	134,942	138,940
未払委託者報酬	5,352,736	5,511,229
その他未払費用	22,428	23,095
流動負債合計	21,829,236	12,299,142
負債合計	21,829,236	12,299,142
純資産の部		
元本等		
元本	677,640,930	608,519,977
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	192,657,190	180,455,901
(分配準備積立金)	101,024,449	86,005,683
元本等合計	870,298,120	788,975,878
純資産合計	870,298,120	788,975,878
負債純資産合計	892,127,356	801,275,020

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 8 期中間計算期間 自 2023年 4 月25日 至 2023年10月24日	第 9 期中間計算期間 自 2024年 4 月24日 至 2024年10月23日
営業収益		
受取配当金	3,845,186	197,167
受取利息	-	7,168
有価証券売買等損益	26,428,562	16,924,392
営業収益合計	30,273,748	17,128,727
営業費用		
支払利息	13,974	-
受託者報酬	167,992	138,940
委託者報酬	6,663,580	5,511,229
その他費用	27,940	23,095
営業費用合計	6,873,486	5,673,264
営業利益又は営業損失（ ）	23,400,262	11,455,463
経常利益又は経常損失（ ）	23,400,262	11,455,463
中間純利益又は中間純損失（ ）	23,400,262	11,455,463
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,315,407	5,244,879
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	96,504,519	192,657,190
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,744,041	10,989,967
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,744,041	10,989,967
剰余金減少額又は欠損金増加額	22,186,249	29,401,840
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	22,186,249	29,401,840
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	94,147,166	180,455,901

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 9 期中間計算期間 自 2024年 4 月24日 至 2024年10月23日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて 評価しております。
2 . 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採 用した日に確定配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第 8 期 2024年 4 月23日現在	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
1 . 受益権の総数	677,640,930口	608,519,977口
2 . 1 単位当たりの純資産の額		
1 口当たり純資産額	1.2843円	1.2965円
(10,000口当たりの純資産額)	(12,843円)	(12,965円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
1．中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第 8 期 2024年 4 月23日現在	第 9 期中間計算期間末 2024年10月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	950,311,095円	677,640,930円
期中追加設定元本額	168,462,163円	33,894,368円
期中一部解約元本額	441,132,328円	103,015,321円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

（2024年11月末現在）

資本金の額	1億2,000万円
会社が発行する株式の総数	4,000株
発行済株式の総数	2,400株
最近５年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

（２）【事業の内容及び営業の状況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2024年11月末日現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託22本、純資産総額は915億円です。（親投資信託を除きます。）

（３）【その他】

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

5【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
また、第38期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- (3) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,209,319	1,544,049
前払費用	1,745	2,405
未収還付法人税等	180,091	-
未収委託者報酬	154,848	179,749
仮払金	10	99
その他	0	0
流動資産合計	1,546,014	1,726,304
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	320	266
器具備品（純額）	4,640	2,708
有形固定資産合計	1	2,975
無形固定資産		
電話加入権	466	466
無形固定資産合計	466	466
投資その他の資産		
投資有価証券	9,977	9,974
長期差入保証金	7,714	7,714
繰延税金資産	8,882	11,093
投資その他の資産合計	26,573	28,781
固定資産合計	32,000	32,223
資産合計	1,578,015	1,758,528

（単位：千円）

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	708	940
未払金	54,042	60,001
未払手数料	44,634	50,680
その他未払金	9,407	9,320
未払費用	2,736	3,752
未払法人税等	5,920	53,551
未払消費税等	5,888	11,420
契約負債	29,958	29,956
賞与引当金	8,429	12,029
役員賞与引当金	1,484	1,798
流動負債合計	109,168	173,450
固定負債		
退職給付引当金	10,613	11,737
役員退職慰労引当金	3,188	3,998
固定負債合計	13,801	15,735
負債合計	122,969	189,185
純資産の部		
株主資本		
資本金	120,000	120,000
利益剰余金		
利益準備金	30,000	30,000
その他利益剰余金	1,889,771	2,004,070
繰越利益剰余金	1,889,771	2,004,070
利益剰余金合計	1,919,771	2,034,070
自己株式	584,709	584,709
株主資本合計	1,455,061	1,569,361
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	15	18
評価・換算差額等合計	15	18
純資産合計	1,455,046	1,569,343
負債純資産合計	1,578,015	1,758,528

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2022年 4 月 1日 至 2023年 3 月31日）		当事業年度 （自 2023年 4 月 1日 至 2024年 3 月31日）	
営業収益				
委託者報酬		529,056		593,455
運用受託報酬		36,360		36,403
投資助言報酬		1,700		1,700
その他営業収益		20,475		19,722
営業収益計	1	2	1	651,282
営業費用				
支払手数料		150,296		170,658
広告宣伝費		8,533		4,523
調査費		69,608		75,780
調査費		69,608		75,780
営業雑経費		9,648		10,564
通信費		1,338		1,144
印刷費		6,810		7,924
協会費		1,289		1,284
諸会費		209		210
営業費用計		238,087		261,526
一般管理費				
給料		160,677		173,071
役員報酬		12,132		14,172
給料・手当		87,007		91,530
賞与		28,950		28,813
賞与引当金繰入額		8,429		12,029
役員賞与引当金繰入額		1,712		2,407
法定福利費		22,056		23,638
その他の福利厚生費		388		480
交際費		511		352
旅費交通費		3,324		3,880
租税公課		4,347		4,700
不動産賃借料		8,264		8,264
退職給付費用		2,496		2,527
役員退職慰労引当金繰入額		790		810
固定資産減価償却費		2,445		2,141
諸経費		22,193		28,256

一般管理費計	205,050	2	224,004
営業利益	144,454		165,752
営業外収益			
受取配当金	2	25,370	-
有価証券利息		7	-
受取利息		15	24
雑益		320	192
営業外収益計		25,713	216
営業外費用			
雑損		18	2
営業外費用計		18	2
経常利益	170,149		165,966
特別利益			
投資有価証券売却益		252,343	-
関係会社株式売却益		671,060	-
特別利益計		923,403	-
税引前当期純利益	1,093,552		165,966
法人税、住民税及び事業税	44,588		53,877
法人税等調整額	482		2,210
法人税等合計	45,070		51,667
当期純利益	1,048,481		114,299

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	120,000	30,000	886,383	916,383	-	1,036,383	12	1,036,371
当期変動額								
剰余金の配当			45,093	45,093		45,093		45,093
当期純利益			1,048,481	1,048,481		1,048,481		1,048,481
自己株式の取得					584,709	584,709		584,709
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							3	3
当期変動額合計	-	-	1,003,388	1,003,388	584,709	418,678	3	418,674
当期末残高	120,000	30,000	1,889,771	1,919,771	584,709	1,455,061	15	1,455,046

当事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	120,000	30,000	1,889,771	1,919,771	584,709	1,455,061	15	1,455,046
当期変動額								
剰余金の配当								
当期純利益			114,299	114,299		114,299		114,299
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							2	2
当期変動額合計	-	-	114,299	114,299	-	114,299	2	114,297
当期末残高	120,000	30,000	2,004,070	2,034,070	584,709	1,569,361	18	1,569,343

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～15年

器具備品 4～20年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

委託者報酬

委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

投資助言報酬

投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、顧客との契約で定める投資顧問報酬額、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	2,061千円	2,114千円
器具備品	14,619	16,706

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は、全て顧客との契約から生じる収益であります。

2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	24,425千円	-千円
受取配当金	21,280	-
一般管理費	-	2,062

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式				
普通株式	-	1,200	-	1,200
合計	-	1,200	-	1,200

（変動事由の概要）

自己株式の増加1,200株は、グループ再編に伴う自己株式の取得によるものであります。

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年６月27日 定時株主総会	普通株式	45,093	18,789	2022年３月31日	2022年６月28日

- （２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年４月１日 至 2024年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	-	-	1,200
合計	1,200	-	-	1,200

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

- （２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年６月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,148	47,624	2024年３月31日	2024年６月28日

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券 其他有価証券	9,977	9,977	-
資産計	9,977	9,977	-

*「預金」「未収還付法人税等」「未収委託者報酬」「未払手数料」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券 其他有価証券	9,974	9,974	-
資産計	9,974	9,974	-

*「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	1,209,319	-	-	-
未収還付法人税等	180,091	-	-	-
未収委託者報酬	154,848	-	-	-
合計	1,544,258	-	-	-

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 5年以内 （千円）	5年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	1,544,049	-	-	-
未収委託者報酬	179,749	-	-	-
合計	1,723,799	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

区分	時 価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託				
	-	9,977	-	9,977
合 計	-	9,977	-	9,977

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日）

区分	時 価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託				
	-	9,974	-	9,974
合 計	-	9,974	-	9,974

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

其他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,977	10,000	22
合 計	9,977	10,000	22

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,974	10,000	25
合 計	9,974	10,000	25

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1日 至 2024年 3 月31日)
退職給付引当金の期首残高	10,699千円	10,613千円
退職給付費用	1,996	1,880
退職給付の支払額	2,082	756
退職給付引当金の期末残高	10,613	11,737

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
非積立型制度の退職給付債務	10,613 千円	11,737 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,613	11,737
退職給付引当金	10,613	11,737
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10,613	11,737

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用（注） 前事業年度2,496千円 当事業年度2,527千円

（注）出向受入者に係る費用負担の金額を含んでおります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2023年 3 月31日)	当事業年度 (2024年 3 月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	3,236 千円	3,579 千円
賞与引当金	2,570	3,668
未払事業税等	1,047	1,766
減価償却費	456	125
未払事業所税	146	159
その他	1,423	1,792
繰延税金資産合計	8,882	11,093

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.5 %	- %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	26.5	-
住民税均等割	0.0	-
評価性引当額の増減額	0.0	-
その他	0.0	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.1	-

* 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	529,056千円	593,455千円
運用受託報酬	36,360	36,403
投資助言報酬	1,700	1,700
その他	20,475	19,722
顧客との契約から生じる収益	587,591	651,282

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	158,689	154,848
契約負債	29,956	29,958

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,956千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	154,848	179,749
契約負債	29,958	29,956

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,958千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

〔 関連当事者情報 〕

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	(株)中国銀行	岡山県岡山市北区	15,149	銀行業	-	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 投資助言 役員の兼任 賃借契約	投資一任の受託 投信の販売委託 コンサルタント業務の提供 投資助言サービスの提供 保証金の差入	27,996 38,345 20,475 500 -	契約負債 未払手数料 - - 長期差入保証金	29,958 13,404 - - 7,604
同一の親会社を持つ会社	中銀証券(株)	岡山県岡山市北区	2,000	第一種金融商品取引業	-	投信の販売委託	投信の販売委託	65,748	未払手数料	16,812
同一の親会社を持つ会社	中銀カード(株)	岡山県岡山市北区	50	クレジットカード業	-	-	自己株式の取得 投資有価証券売却	58,470 254,843	- -	- -
同一の親会社を持つ会社	中銀リース(株)	岡山県岡山市北区	50	リース業	-	-	自己株式の取得	243,629	-	-
同一の親会社を持つ会社 その他の関係会社	中銀保証(株)	岡山県岡山市北区	50	保証業	-	-	自己株式の取得 関係会社株式の売却	282,609 673,760	- -	- -

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

3．投資有価証券の売却、自己株式の取得及び関係会社株式の売却における譲渡価格は対象会社の純資産等を基礎として協議の上、決定しております。なお、損益計算書においては投資有価証券売却益252,343千円及び関係会社株式売却益671,060千円が特別利益に計上されております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社を 持つ会社	(株)中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	-	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 投資助言 役員の兼任 賃借契約	投資一任の受託	28,002	契約負債	29,956
							投信の販売委託	38,929	未払手数料	12,310
							コンサルタント業務の提供	19,722	-	-
							投資助言サービスの提供	500	-	-
							保証金の差入	-	長期差入保証金	7,604
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券(株)	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	-	投信の販売委託	投信の販売委託	78,067	未払手数料	20,610

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)ちゅうぎんフィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	1,212,538円36銭	1,307,785円86銭
1株当たり当期純利益金額	582,489円81銭	95,249円23銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益（千円）	1,048,481	114,299
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,048,481	114,299
普通株式の期中平均株式数（株）	1,800	1,200

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (2024年 9 月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	1,509,394
前払費用	1,803
未収委託者報酬	194,739
契約資産	935
仮払金	225
その他	21
流動資産合計	1,707,119
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	240
器具備品（純額）	1,915
有形固定資産合計	1 2,155
無形固定資産	466
投資その他の資産	
投資有価証券	9,977
長期差入保証金	7,714
繰延税金資産	10,984
投資その他の資産合計	28,675
固定資産合計	31,297
資産合計	1,738,416

（単位:千円）

		当中間会計期間末 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
預り金		621
未払金		61,573
未払手数料		53,592
その他未払金		7,981
未払費用		3,130
未払法人税等		30,097
未払消費税等	2	12,592
契約負債		14,513
賞与引当金		11,010
流動負債合計		133,539
固定負債		
退職給付引当金		12,729
役員退職慰労引当金		4,403
固定負債合計		17,132
負債合計		150,671
純資産の部		
株主資本		
資本金		120,000
利益剰余金		
利益準備金		30,000
その他利益剰余金		2,022,470
繰越利益剰余金		2,022,470
利益剰余金合計		2,052,470
自己株式		584,709
株主資本合計		1,587,760
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		15
評価・換算差額等合計		15
純資産合計		1,587,745
負債純資産合計		1,738,416

（ ２ ） 中間損益計算書

（ 単位：千円 ）

当中間会計期間 （ 自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日 ）	
営業収益	
委託者報酬	350,561
運用受託報酬	19,484
投資助言報酬	850
その他営業収益	9,475
営業収益計	380,370
営業費用	
支払手数料	100,608
広告宣伝費	2,799
調査費	42,253
その他営業費用	5,235
営業費用計	150,897
一般管理費	126,280
営業利益	103,193
営業外収益	271
営業外費用	1
経常利益	103,463
税引前中間純利益	103,463
法人税、住民税及び事業税	27,806
法人税等調整額	108
法人税等合計	27,914
中間純利益	75,548

（ ３ ） 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換 算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証 券評価 差額金	
		利 益 準備金	その他 利益剰余金	利 益 剰余金 合 計				
			繰越利益 剰 余 金					
当期首残高	120,000	30,000	2,004,070	2,034,070	584,709	1,569,361	18	1,569,343
剰余金の配当			57,148	57,148		57,148		57,148
中間純利益			75,548	75,548		75,548		75,548
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額(純額)							2	2
当中間期変動額合計	-	-	18,399	18,399	-	18,399	2	18,402
当中間期末残高	120,000	30,000	2,022,470	2,052,470	584,709	1,587,760	15	1,587,745

注記事項

（重要な会計方針）

	当中間会計期間 (自 2024年4月 1 日 至 2024年9月 30 日)
1．有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2．固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 3～15年 器具備品 4～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。
3．引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。なお、中間会計期間における計上額はありません。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準	顧客との取引に係る収益の計上方法 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。 委託者報酬 委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。 投資助言報酬 投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、顧客との契約で定める投資顧問報酬額、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。
---------------	---

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間末 (2024年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	19,641千円
2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
減価償却実施額	
有形固定資産	819千円
無形固定資産	-

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式 普通株式	1,200	-	-	1,200
合計	1,200	-	-	1,200

2.配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	57,148	47,624	2024年 3月31日	2024年 6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2024年9月30日）

1.金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）投資有価証券 其他有価証券	9,977	9,977	-
資産計	9,977	9,977	-

（注）「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時 価 （千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	9,977	-	9,977
合 計	-	9,977	-	9,977

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間（2024年9月30日）

その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,977	10,000	22
合 計	9,977	10,000	22

（収益認識関係）

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

営業収益	
委託者報酬	350,561
運用受託報酬	19,484
投資助言報酬	850
その他	9,475
顧客との契約から生じる収益	380,370

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
1株当たり純資産額	1,323,120円88銭
1株当たり中間純利益金額	62,957円28銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 （自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
中間純利益金額（千円）	75,548
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	75,548
普通株式の期中平均株式数（株）	1,200

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年 6 月28日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 齊藤 幸治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月29日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 武士 雄太

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入

手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的
手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月26日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 齊 藤 幸 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞の2024年4月24日から2024年10月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞の2024年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月24日から2024年10月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月26日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齊 藤 幸 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞の2024年4月24日から2024年10月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞の2024年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年4月24日から2024年10月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。